

## 不利益処分に係る処分基準

平成22年 8月11日作成

処分の概要	行政財産の使用許可の取り消し
法令名	はこだてグリーンプラザ条例および同条例施行規則および同条例運用方針
根拠条項	はこだてグリーンプラザ条例第4条
法令の定め	市長は、グリーンプラザの使用の許可を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、その許可を取り消すことができる。
処分基準	<ol style="list-style-type: none"><li>1) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。</li><li>2) 偽りその他不正な手段により、許可を受けたとき。</li></ol>
問い合わせ先	(株)はこだてティーエムオー (電話 24 - 0033)
備考	